

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法の一部改正に関する概要及び運用上の留意事項について

〔 令和 3 年 5 月 3 1 日 〕
〔 例規甲（備二危）第 15 号 〕

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 17 日に公布された。

改正法は、無人航空機等の事故が頻発していることを受け、無人航空機の登録制度を創設したものであるが、施行期日まで残り 1 年となることから、職員に周知させることとしたので、各位にあっては改正法の趣旨及び目的を踏まえ、小型無人機等の飛行への対策に万全を期すこととされたい。

記

改正法の概要

(1) 航空法の一部改正

ア 無人航空機の登録制度の創設

(ア) 無人航空機は、国土交通大臣による登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならないものとされた（第 131 条の 3 及び第 131 条の 4 関係）。違反した者については、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処するものとされた（第 157 条の 4 関係）。

(イ) 無人航空機のうちその飛行により航空機の航行の安全又は地上の人、物件等の安全が著しく損なわれるおそれがあるものとして国土交通省令で定める要件に該当するものは、登録を受けることができないものとされた（第 131 条の 5 関係）。

(ウ) 登録を受けた無人航空機（以下「登録無人航空機」という。）の所有者は、国土交通大臣から登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならず、当該措置を講じていない登録無人航空機を航空の用に供してはならないものとされた（第 131 条の 7 関係）。違反した者については、50 万円以下の罰金に処するものとされた（第 157 条の 6 関係）。

(エ) 無人航空機の登録は、3 年以上 5 年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うものとされた（第 131 条の 8 関係）。

(オ) 登録無人航空機の使用者は、整備等により、当該登録無人航空機を（イ）

により登録を受けることができないもの又は（ウ）の措置が講じられていないものとならないように維持しなければならないものとされた（第131条の9関係）。また、国土交通大臣は、登録無人航空機が（イ）により登録を受けることができないもの又は（ウ）の措置が講じられていないものとなつたと認めるときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとることを命ずることができるものとされた（第131条の11関係）。当該命令に違反して登録無人航空機を航空の用に供した者は、50万円以下の罰金に処するものとされた（第157条の6関係）。

- (カ) 登録無人航空機の所有者（所有者の変更があったときは、変更後の所有者）は、所有者又は使用者の氏名、住所等に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に国土交通大臣に届け出なければならないものとされた（第131条の10関係）。また、登録無人航空機の所有者は、当該登録無人航空機が滅失した場合等には、その事由があった日から15日以内に国土交通大臣に登録抹消の申請をしなければならないものとされた（第131条の13関係）。
- (キ) 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が、（オ）の命令に違反したときや、不正の手段による登録又は登録の更新を受けたときには、その登録を取り消すことができるものとされた（第131条の12関係）。

イ 無人航空機の飛行に係る規制の合理化

- (ア) 第132条第1項の規定（飛行の禁止空域）は、航空機の航行の安全及び地上の人、物件等の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合には、適用しないものとされた（第132条第2項関係）。
- (イ) 第132条の2第1項の規定（飛行の方法）にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、航空機の航行の安全及び地上の人、物件等の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合には、同項第5号から第10号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させる事ができるものとされた（第132条の2第2項関係）。

(2) 施行期日

改正法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされた（附則第1条本文関係）。